

償却資産(固定資産)の申告の手引き

令和元年12月

山都町役場 税務住民課

【償却資産の申告について】

償却資産の所有状況について以下の書類に記入いただき、提出期限までにご提出ください。申告書へ記入いただく内容は令和2年1月1日時点で所有している事業の用に供する資産の名称、種類、取得年及び取得価額(※1)です。

○提出書類 ※4ページの記載例をご確認ください

ア. 償却資産申告書

イ. 種類別明細書

ウ. 償却資産(減価償却)台帳(任意の台帳を作成されている方のみ)

○提出期限

令和2年1月31日(金)まで ※期限厳守

○提出先

山都町役場税務住民課 または 各支所税務住民係

※1 取得価額とは…資産購入時に支払った金額のことで、引取運賃費や設置費用などその資産を購入してから使用できる状態にするまでに必要とした費用を含みます。

【償却資産とは】

個人や会社で農業や商工業などの事業を営んでいる場合、事業用として使用することができる資産(構築物、機械、器具、備品など)は償却資産となり、固定資産税の課税対象となります。償却資産を所有している方は、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日時点の所有状況について申告する必要があります。(地方税法第383条)

【その他】

- ・前年度までの申告の有無や、固定資産税の課税の有無に関わらず、申告は毎年必要です。
- ・確定申告時に提出された減価償却計算表や資産台帳がある場合は、明細書は記入せず、台帳のコピーの提出でもかまいません。
- ・申告した内容に漏れや誤りなどがあった場合は速やかに修正申告を行ってください。
- ・申告すべき資産について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、延滞金を加算して不足税額を追徴することがあります。(山都町税条例第72条)
- ・償却資産の主な特例措置については、6～8ページをご参照ください。(太陽光発電設備を所有されている方は6ページ、事業を営まれている方は7～8ページ)

ご不明な点などありましたら、山都町役場税務住民課または各支所税務住民係までお尋ね下さい。

お問い合わせ先: 本 庁 税務住民課 0967-72-1128

清和支所 税務住民係 0967-82-2113

蘇陽支所 税務住民係 0967-83-1113

表1:業種別償却資産の例 (業種・資産などについてご不明な点はお問合せ下さい。)

業種	課税対象となる主な償却資産例
各種業種共通のもの	応接セット、事務机、椅子、キャビネット(金属製、その他)、看板、金庫(手提げ、その他)、パソコン、印刷機、コピー機、レジスター、冷房・暖房用機器など
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍・冷蔵機付、その他)、冷凍・冷蔵庫など
農業	農業・畜産業などを営むうえで必要な道具・機械・設備(脱穀機、精米機、乾燥機、給餌機、給水機、管理機)など※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは除く
飲食店業	接客用家具、厨房設備、食事・厨房用品(陶磁器・ガラス製、その他)など
理容業・美容業・洗濯業	理容・美容・洗濯業用機械、理容・美容業用設備(施術道具・機器類など)、洗濯業用設備(屋外給排水設備など)
医療業	各種医療機器・設備など
各種製造業	製造機械・設備、検査工具、照明器具など
不動産貸付業	給排水・ガス設備、照明設備(蓄電池電源設備、その他)など
宿泊業	宿泊業用機械・設備(客室設備、厨房設備、放送設備など)
印刷業	印刷関連業用機械・設備、印刷システム設備、謄写機器など
建設業	ブルドーザー、バックホー、発電機、大型特殊自動車など ※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く
自動車整備業・ガソリン販売業	自動車整備業用機械・設備、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備など
食品販売業	飲食料品小売業用機械・設備、陳列棚・ケース(冷凍冷蔵機付、その他)など

表2:種類分類の例

分類	種類	課税対象となる主な償却資産の例
1	構築物	ビニールハウス、駐車場の舗装費、広告塔、建物附属設備など
2	機械および装置	産業用機械および装置、太陽光発電設備など
3	船舶	ボートなど
4	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5	車両および運搬具	大型特殊自動車(標識の「熊本」の横に記載されている番号が「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」の車両)など
6	工具・器具および備品	事務用機器(パソコン、複写機など)、冷房・暖房用機器、陳列ケース、応接セット、印刷・コピー機、測定工具、検査工具、レジスターなど

《申告の際の注意事項》

○帳簿上、減価償却が終了している資産について

帳簿上で減価償却が終了している資産についても、その資産を使用または使用できる状態で所有していれば償却資産の申告の対象となります。なお、耐用年数経過後、残存価額が取得価額の5%を下回るまでは定率償却を行い、5%を下回る年から以降の残存価額は取得価額の5%の額となります。

○経費に算入していない資産について

所得税や法人税上、減価償却を行っておらず、経費に算入していない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

○取得価額が明らかでない場合

取得価額が明らかでない場合は再取得価額(※2)を求め、その価額を基に計算します。

※2 再取得価額とは・・・同等の資産の新品を取得するのに必要な費用に、取得年からの経過年数に応じた減価償却率を掛けて求めた金額を取得価額とします。なお、自分で建設、製作、製造した資産については、新たに造る場合にかかる費用を基に計算します。

○リースしている資産について

リースの契約状況により申告対象者が異なります。契約内容をご確認のうえ、お問合せ下さい。

○申告の対象外となるもの

- ・自動車税、軽自動車税及び家屋(固定資産税)の課税対象となる資産
- ・耐用年数が1年未満の資産
- ・取得価額10万円未満の資産(少額償却資産)
- ・取得価額20万円未満の3年で一括償却を行う資産(一括償却資産)
- ・牛、豚、果樹やその他の生物
- ・現在及び将来的において使用しない、使用できないことが明確な資産
- ・棚卸資産(商品又は製品(副産物及び作業くずを含む))

- (1) 半製品
- (2) 仕掛品(半成工事を含む)
- (3) 主要原材料
- (4) 補助原材料
- (5) 消耗品で貯蔵中のもの
- (6) 修理用資材や包装・荷造り用資材
- (7) その他 (1)～(6)に掲げる資産に準ずるもの

《太陽光発電設備を設置された方へ》

家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は個人の住宅用の10kw未満を除き売電事業に分類され、償却資産(固定資産税)の申告が必要となります。

【設置者及び発電規模別の課税区分】

区分	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰電力の売電のみ)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰分を売電される場合は、 <u>家庭用でも売電を目的とした事業用資産となり、償却資産として課税の対象となりますので申告が必要です。</u>	売電するための事業用資産とはならないため、償却資産としては課税対象外となります。 <u>注:10kw未満でも全量売電の場合は課税対象となります。</u>
個人 (事業用)	事業用として使用するために太陽光発電設備を設置した場合は、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として課税対象になりますので申告が必要です。	
法人	事業用資産になります。発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税対象となり、申告が必要です。	

【太陽光発電設備に係る部分別評価】

太陽光パネルの設置方法	設備の例					
	太陽光パネル	架台(レール)	接続ユニット	コンディショナー	パワ	表示ユニット
家屋と一体の建材(屋根材)として設置	申告対象外					
架台に乗せて家の屋根に設置	償却資産として申告が必要です					
家屋以外の場所に設置						

《固定資産税(償却資産)の主な特例措置について》

対象要件等に応じ固定資産税の軽減特例が適用可能です。該当が多いものをご紹介しますが、その他の償却資産の特例措置については、税務住民課までお問い合わせください。また、特例適用に係る申請書は、町ホームページにてダウンロードいただくか、本庁及び各支所の窓口にも準備しておりますのでご使用ください。

1、再生可能エネルギー発電施設の特例について(太陽光発電設備等設置者向け)

経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得された自家消費型の太陽光発電設備については固定資産税の軽減特例の対象となります。

【対象資産】 取得時期によって特例対象となる設備が異なります

取得時期	平成 24 年 5 月 29 日～平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 1 月 1 日
特例対象 資 産	認定発電設備(※3)であるもの	認定発電設備(※3)対象外の設備であり、かつ、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得されたもの

※3 認定発電設備とは…経済産業省による「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備のこと

【軽減期間】

取得の年の翌年から3年度分

【軽減率】

当該機械及び装置にかかる課税標準額を2/3に軽減

【提出書類】

特例の適用を受ける場合は、1ページに記載の提出書類ア～ウに併せて、取得期間に応じ、以下の書類を提出してください。

平成 24 年 5 月 29 日～平成 28 年 3 月 31 日に取得した分

- (1)固定資産税の課税標準の特例に係る申請書
- (2)経済産業省が発行する「設備認定通知書」の写し
- (3)電気事業者が発行する「電力受給契約に関するお知らせ」の写し

平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 1 月 1 日に取得した分

- (1)固定資産税の課税標準の特例に係る申請書
- (2)一般社団法人環境共創イニシアチブ(略称:SII)が発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

2、中小企業等経営強化法による特例措置について(事業者向け)

中小企業等経営強化法の施行日(平成 28 年 7 月 1 日)以降に、中小企業等が新規に取得する経営力向上計画に記載のある機械装置について、固定資産税の軽減特例の対象となります。※平成 31 年 3 月 31 日までに取得した設備は本特例の対象となりますが、平成 31 年 4 月 1 日以降に取得した設備は対象外となります。

【対象要件】

対象となる中小企業者等の要件

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 等

【対象資産】

経営力向上計画に基づき新たに取得した機械及び装置で、次の要件を満たすもの

- ・一定期間内に販売されたモデルであるもの
- ・経営力の向上に資するものの指標が旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上しているもの
- ・対象設備等は以下のとおりです

設備の種類	用途または細目	最低価格	販売開始時期	取得期間
機械装置	全て	160万円以上	10年以内	H28.7.1～H31.3.31
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内	H29.4.1～H31.3.31
器具備品	全て	30万円以上	6年以内	H29.4.1～H31.3.31
建物付属設備	全て	60万円以上	14年以内	H29.4.1～H31.3.31

【軽減期間】

取得の年の翌年から3年度分

【軽減率】

当該機械及び装置にかかる課税標準を2分の1に軽減

【提出書類】

特例の適用を受ける場合には、1ページ記載の提出書類ア～ウに併せて、以下の書類を提出ください。

- (1)固定資産税の課税標準の特例に係る申請書
- (2)経営力向上計画の申請書及び認定書(経済産業局)の写し
- (3)工業会等による仕様等証明書の写し

※リース資産でリース会社が申告を行う場合には、別途「リース契約書の写し」、「リース事業協会が確認した固定資産軽減額計画書の写し」が必要となります。

3、生産性向上特別措置法による先端設備導入の特例措置について(事業者向け)

町から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備について、一定の要件を満たす場合、固定資産税の軽減特例の対象となります。※先端設備等導入計画の認定及び手続き等については、町のホームページ等をご確認ください。

【対象要件】

対象となる中小企業者等の要件

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 等

【対象資産】

先端設備等導入計画に基づき新たに取得した機械及び装置で、次の要件を満たすもの

- ・一定期間内に販売されたモデルであるもの ※中古不可
- ・生産力の向上に資するものの指標が旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上しているもの
- ・対象設備等は以下のとおりです

設備の種類	用途または細目	最低価格	販売開始時期	取得期間
機械装置	全て	160万円以上	10年以内	H30.8.8 ～ R3.3.31
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内	
器具備品	全て	30万円以上	6年以内	
建物付属設備	全て	60万円以上	14年以内	

【軽減期間】

取得の年の翌年から3年度分

【軽減率】

当該機械及び装置にかかる課税標準をゼロに軽減

【提出書類】

特例の適用を受ける場合には、1ページ記載の提出書類ア～ウに併せて、以下の書類を提出ください。

- (1)固定資産税の課税標準の特例に係る申請書
- (2)先端設備等導入計画の認定申請書及び認定書(町)の写し
- (3)工業会等による仕様等証明書の写し

※リース資産でリース会社が申告を行う場合には、別途「リース契約書の写し」、「リース事業協会が確認した固定資産軽減額計画書の写し」が必要となります。